

平成31年度事業計画



—光のあたりにくい人々とともに歩む—

社会福祉
法人

ロザリオの聖母会

I はじめに

本年度は平成から新しい元号への変更の年となります。平成と言う時代を経済の面から概観すると、バブル経済の発生と崩壊、護送船団方式による社会主義的色彩の強い資本主義体制から、構造改革・規制緩和と言う名のもと個人の自立と自己責任を求める新自由主義による競争社会・格差社会への変貌、そして財政出動と金融緩和を主眼とする現在のケインズ主義的なアベノミクスやグローバリズムの波に巻き込まれた現状に至っています。

テクノロジーの面ではICT技術の発達がコミュニケーションの在り方や人の意識にまで影響を及ぼしています。

国内の大きな懸念である高齢化と少子化の同時進展、その結果としての就業人口の減少は目の前に大きく横たわっています。戦争、自然災害、飢饉や疫病による大量の人口減を除いて、平和で豊かな時代に人口が減少していく事態は、歴史上に例のないことと思われまます。政府も民間も前例のない事態に手探りで立案、対応しているようにも感じますし、決定打がないようにも感じます。施策が有効か否かは結果を見るまでは判断できないと思ひます。

海外に目を向ければ、アメリカと中国の覇権争い、自由貿易と保護貿易、グローバリズムとナショナリズム、民主的体制と独裁体制が対立して、中東や朝鮮半島では紛争の火種が絶えません。

混迷混乱混沌とした価値観倒錯の時代ではありますが、先の見通せない過去の教訓が生かし辛い時代であるからこそ、「光の当たりにくい人々ともに歩む」と言う創設理念に立ち戻り、羅針盤や灯台としたいと思ひます。理念を守るため環境が激変する最中であつては、適者生存と言う言葉のように状況や周囲に合わせた柔軟な対応も必要となります。いつまでも従来の方法論やアプローチに拘泥しては、時代の変化に取り残される可能性もあります。変えるべきところは変えて、守るべきところは守る、この二つを峻別する思慮深さや謙虚さも必要となります。周囲の状況を注視しつつ、新しい時代への準備を進めたいと思ひます。

具体的には、我々の本務である利用者サービスに関しては、利用者個人の権利尊重と擁護、質の高い適時のサービス提供、施設・設備の改善や整備を、職員に関しては快適に勤務できるよう職場環境の改善維持を、これ等を下支えするガバナンス、コンプライアンスや内部統制の向上を継続した目標とします。

また本年度の重点としては、

- ①法人の中長期的なビジョン・方向性・価値観を検討する協議の場の立上げ
- ②経営資源を有効に活用するため施設・事業所の再編成の検討及び着手
- ③脆弱な財務基盤や不安定な収支水準の施設・事業所の強化・健全化のための検討と対応
- ④求人難に対応するため採用専担部門の設置

に取り組んでいきたいと思ひます。

II ロザリオの聖母会の理念及び倫理綱領

1 経営理念

光のあたりにくい人々とともに歩む

2 サービス提供の基本理念

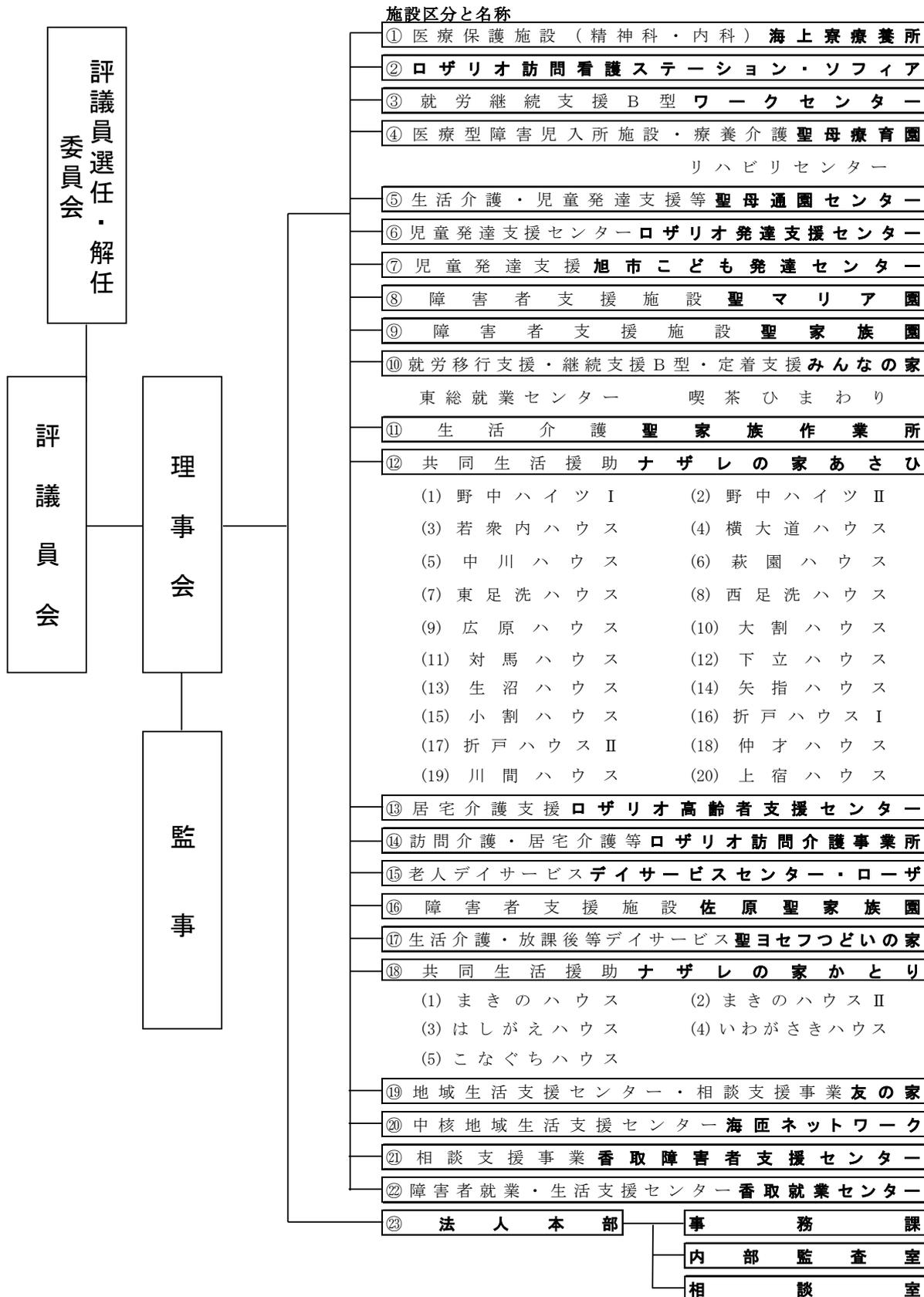
- (1) 利用者の生命の尊厳、人権及び人生を大切にする
- (2) 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する
- (3) 利用者の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する

3 倫理綱領

- (1) 生命の尊厳
私たちは、利用者一人ひとりがかげがえのない存在として認め、その人なりの人生を大切にします。
- (2) 人権の擁護
私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。
- (3) 個性、主体性の尊重
私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、自己決定を基本とした支援を心がけます。
- (4) 社会参加の促進
私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。
- (5) 生活環境の整備
私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺的环境整備に努めます。
- (6) 豊かな地域生活へ
私たちは、地域で生活する障害者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。
- (7) 職員として
私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

Ⅲ 本会の事業

1 組織



2 事業内容(○は定款記載事業、●は定款に記載のない事業)

2-1 入所系事業

- | | |
|-------------|-------------------|
| ○医療保護施設 | 海上寮療養所 |
| ○医療型障害児入所施設 | 聖母療育園 |
| ○障害者支援施設 | 聖マリア園、聖家族園、佐原聖家族園 |

2-2 居住支援系事業

- | | |
|---------|---------------------------------|
| ○共同生活援助 | ナザレの家あさひ(旭地区)
ナザレの家かとり(香取地区) |
|---------|---------------------------------|

2-3 通所(日中活動)系事業

- | | |
|------------------|---|
| ●認知症外来 | 海上寮療養所 |
| ●精神科デイケア | 海上寮療養所 |
| ○療養介護 | 聖母療育園 |
| ●障害児(者)リハビリテーション | 聖母療育園 |
| ●障害児者歯科診療 | 聖母療育園 |
| ○日中一時支援事業 | 聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、
聖家族園、聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○児童発達支援 | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたば保育園)、旭市こども発達センター |
| ○放課後等デイサービス | 聖母通園センター、ロザリオ発達支援センター
(ふたばクラブ)、聖ヨセフつどいの家 |
| ○保育所等訪問支援 | ロザリオ発達支援センター |
| ○短期入所 | 聖母療育園、聖マリア園、聖家族園、
佐原聖家族園 |
| ○生活介護 | 聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、
聖家族作業所、佐原聖家族園、
聖ヨセフつどいの家 |
| ○就労移行支援 | みんなの家 |
| ○就労継続支援B型 | ワークセンター、みんなの家 |
| ○就労定着支援 | みんなの家 |
| ○老人デイサービス事業 | デイサービスセンター・ローザ |
| ○老人短期入所事業 | 聖マリア園 |
| ●働く場 | 喫茶ひまわり |
| ●遊びの場 | おもちゃ図書館(さわやかホール) |

2-4 訪問・相談等地域生活支援系事業

- 認知症訪問診療
 - 訪問看護
 - 訪問看護事業
 - 障害児相談支援事業

 - 相談支援

 - 地域活動支援センター I 型
 - 千葉県精神障害者にも対応した地域包括ケア構築推進事業

 - 相談支援事業

 - 千葉県障害児等療育支援事業
 - 基幹相談支援センター

 - 障害者虐待防止センター

 - 訪問リハビリテーション
 - 海匝・香取地区療育相談支援事業

 - 療育相談支援機能強化事業
 - 乳幼児検診時における心理相談

 - 障害者就業・生活支援センター事業
 - 障害者雇用アドバイザー事業
 - 居宅介護支援事業
 - 老人居宅介護等事業
 - 居宅介護
 - 重度訪問介護
 - 同行援護
 - 行動援護
 - 移動支援事業
 - コミュニケーション支援
 - 中核地域生活支援センター
 - 障害者グループホーム等支援事業
- 海上療養所
 - 海上療養所
 - ロザリオ訪問看護ステーション・ソフィア
 - 友の家、ロザリオ発達支援センター、
 - 海匝ネットワーク、
 - 香取障害者支援センター、
 - 友の家、ロザリオ発達支援センター、
 - 海匝ネットワーク、
 - 香取障害者支援センター、
 - 友の家（旭市、匝瑳市）
 - 友の家、香取障害者支援センター（千葉県）
 - 友の家（旭市、匝瑳市）、
 - 香取障害者支援センター（香取市）
 - 聖母療育園、ロザリオ発達支援センター
 - 海匝ネットワーク（旭市）
 - 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、東庄町）
 - 海匝ネットワーク（旭市）
 - 香取障害者支援センター（香取市、神崎町、東庄町）
 - 聖母療育園
 - ロザリオ発達支援センター（旭市、銚子市、香取市、匝瑳市、神崎町、多古町、東庄町、横芝光町の4市4町）
 - ロザリオ発達支援センター
 - ロザリオ発達支援センター（旭市、多古町、横芝光町）
 - 東総就業センター、香取就業センター
 - 東総就業センター、香取就業センター
 - ロザリオ高齢者支援センター
 - ロザリオ訪問介護事業所
 - 海匝ネットワーク
 - 海匝ネットワーク、香取障害者支援センター

2-5 その他

- 障害支援区分認定調査業務委託 友の家（旭市）
香取障害者支援センター（香取市）
- 要介護認定調査委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 介護予防支援業務委託 ロザリオ高齢者支援センター（旭市）
- 被災要援護者等生活再建相談支援事業委託
海匠ネットワーク（旭市）
- 被保護者就労支援事業委託 海匠ネットワーク（旭市）
- 障害者配食サービス事業委託 みんなの家（旭市）
- 一時保護事業 ロザリオの聖母会（千葉県）
- 社会貢献活動 コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）
佐原駅前サロン

IV 中・長期計画

- 社会福祉法改正に伴う経営組織体制の再構築と管理体制の改革
- 信頼、理解、協力を得るための主体的・能動的な情報発信と公開
- 安定した財務基盤の維持と財務規律の強化・健全化のための取組みを推進
- 多様なニーズへの関わり等、公益的な取り組みによる社会・地域貢献の推進
- 総合的な人材マネジメントの実現（採用・配置・異動、考課、給与、教育研修）
- 各種事業の特性を生かした地域医療・福祉システムへの関わりと地域の福祉課題への取組み・拡充
- 法人及び施設・事業所の将来像にかかる長期ビジョンの策定

V 年度計画

1 主な計画

1-1 本年度の重点目標

(1) 運営管理

- ー福祉・医療の情勢や動向を注視しつつ施設・事業所の安定的運営に努めるー
- ア 諸情勢を踏まえた施設・事業所の課題と展望
- 入所系 障害者の地域生活を支援する拠点としての役割・機能を推進する。
 - ①日中活動の充実及び重度化・高齢化対策など入所利用者へのサービス向上を図る。
 - ②地域移行を含めた利用者の地域生活支援について、病院及び入所系施設がそれぞれの機能、役割に応じた具体的な取り組みを実施する。
- 通所系 法人内通所事業所間の連携強化による安定的な運営を図る
 - ①通所事業所相互に連携して業務内容の改善や人員配置問題に取り組み総合的に運営を安定化するよう努める。
 - ②事業種別毎に求められる専門性や役割への認識を深めつつ事業目的の充実に努める。
- 居住系 利用者の多様化や個々のニーズに対応して生活の本拠地としての機能充実に努める。
 - ①世話人不足の解消に努めつつ常勤職員配置や組織改編等によって多様化する利用者や地域のニーズに応える。
- 訪問・相談系 相談事業者に求められる諸課題へ適切に対応する。
 - ①地域の活性化、つながりの構築に向けて、行政や他法人など多様な関係機関や個人との連携・協働の下、地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組む。
 - ②地域の多様な援助ニーズを幅広くかつ迅速に把握する。
 - ③事業再編による総合相談体制について検討する。

イ 人材の確保、定着、育成の推進

- ①採用専担部門の拡充等、人材確保のための採用チャネル拡大。
- ②職員の専門知識の習得、技術向上等キャリアパスの明確化とそのための体系的な教育研修プログラム（次世代人材育成プログラム）の策定・実行。
- ③総合的かつ福祉分野横断的な人材育成のため、また全体を見渡した適材適所な配置と登用のため計画的な人事異動を行う。
- ④管理者は常に次世代のリーダー（後任者）の育成を心掛ける。

ウ ガバナンスの確立

- ①理事、監事及び評議員が各人の職責を通じ、法人及び施設・事業所経営の検証や理事会・監事・評議員会の相互牽制を図る。
- ②法人及び施設・事業所経営が円滑に機能するよう、法人運営会議や経営会議等での議論を深め、業務執行理事など執行体制をより強化する。

エ コンプライアンス（法令遵守）の徹底

- ①研修等に参加して施設・事業所が遵守すべき法令改正等の情報を入手する。
- ②職員に対して社会福祉諸法令、労働法令、虐待防止法等の適切な理解を促進し、社会的ルール遵守の重要性を周知徹底する。

オ 堅確な財務規律と内部管理体制の確立

- ①業務の適正化、財務の充実・健全な運営を図るため、内部管理体制の整備と併せ会計監査人による監査を通じ財務情報の信頼性向上と業務の効率化に努める。
- ②中長期的な事業計画と投資計画に基づいた財務運営と財務内容の一層の充実に努める。
- ③職員に対しては、社会保障財源が逼迫する中、コスト意識を醸成するための取り組みを行う。
- ④財務情報や事業報告などもタイムリーにホームページやニュースレター等で公開し、経営状況の「見える化」「見せる化」に努める。

（２）利用者サービス

ー 社会福祉法人に求められる課題を踏まえ利用者へのサービスの質向上に努めるー ア 虐待防止、差別解消や合理的配慮など利用者の人権尊重に向けた取り組み

- ①全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努め、利用者の人権や尊厳遵守の重要性についての教育を充実する。
- ②「意思決定支援」や「合理的配慮」の考えに基づき利用者個々人の特性に配慮した説明方法を用いるなど自己決定を尊重する。
- ③苦情解決制度に基づき利用者や家族等からの苦情・相談に誠意をもって的確に対応する。
- ④虐待チェックリスト等の活用により、職員が自身の支援等を省みる機会を設けるなど虐待の早期発見早期対応に努める。
- ⑤規定に基づき利用者のプライバシー、個人情報保護を徹底する。
- ⑥成年後見制度等の活用により、利用者財産の適切な管理に努める。

イ 利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスの提供

- ①サービス提供方針の明確化、業務手順・マニュアルの策定や研修等による職員の専門知識・技能向上。
- ②職員参加の下、現場での創意工夫、アイデアを出したサービスの改善取組。
- ③サービスの自己評価・第三者評価に基づく見直しや改善。
- ④アンケートや家族会等を通じての利用者・家族の声や満足度の支援への反映。
- ⑤入所施設においては「居宅に近い環境」「家庭での生活に近い日常」「その人らしい空間づくり」に取り組む。
- ⑥リスクマネジメントに関するマニュアルの策定・改善やリスクマネジメ

ント委員会の設置等リスクマネジメント体制の構築・運用に努める。

ウ 福祉サービスの一層の充実を目指した生活環境・利用環境の向上

- ①良質且つ安全・安心な利用者サービス提供のために、施設・設備の改築改善を年次計画に沿って着実に進捗させる。
- ②利用者・職員の双方の利便性、快適性を追求した設備機器の導入更新を行う。
- ③利用者のプライバシーが守れるような配慮をする。
- ④建物内の温湿度管理、採光、風呂・トイレにおける防臭・防カビ、生活上の臭いや排泄物等の適切な処理など衛生的な環境を整備する。
- ⑤多量の発汗時や汚れた際の適時適宜の着替え、また季節、時間帯、場所、活動内容に応じた着替えを励行する。
- ⑥利用者の咀嚼・嚥下能力に応じた食事形態の工夫し、栄養管理やアレルギー対応が必要な利用者に対して個別の配慮に努める。

(3) 安全衛生対策

ー法人の総合的な安全衛生対策の向上を図るー

ア 防災・防犯対策の向上と交通事故防止対策

- ①地震・津波、火災、風水害、パンデミック等あらゆる災害時や防犯の対応等日頃の備えと緊急時への即応力を強化する。
- ②ドライブレコーダーの設置や交通安全講習等の安全対策に注力し利用者送迎時の事故防止に努める。

イ 利用者安全衛生対策の向上

- ①事故・ヒヤリハット報告に多く見られた転倒・誤薬への対策を全施設・事業所の課題として徹底する。
- ②感染症の予防・拡大防止のためのマニュアル整備、職員教育、必要な薬剤の整備などに取り組む。
- ③この対策に必要な設備の見直し、機器の導入に努め、利用者の立場に立った改善を図って行く。

ウ 職員の労災事故防止、メンタルヘルスとハラスメント対策の向上

- ①腰痛防止策など職員の労災事故防止のための対策を推進する。
- ②職員の心身の健康を守るため良好な職場の人間関係の構築・維持に努めるとともに専門医による相談室を活用しメンタルサポートを行う。
- ③有給取得促進、時間外労働削減などワークライフバランスに配慮する。
- ④ハラスメント防止のための諸規定の遵守と職員間の意思疎通や情報共有化に努める。

エ IT・情報管理対策の向上

- ①ITシステムへの内外からの不正通信の防御のためのシステム充実に努める。
- ②内部からの個人情報等の流失防止のためのチェック、管理体制と機能強化を実施する。
- ③SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）等の普及を踏まえ、職員や利用者等関係者に対して、適切な情報管理に関する注意喚起や教育を実施する。

(4) 公益的活動

ー地域から必要とされる社会貢献活動を推進するー

ア 医療・福祉専門職の施設派遣や他法人等への人的支援・協力

- ①地域の福祉施設等の求めに応じて医療・福祉専門職を派遣し地域全体のサービスの質向上を図る。
- ②社会福祉法人、NPO法人や各種協議会等に職員を参加させて人的支援・協力をを行う。

イ 地域活性化への取り組み等公益的な取り組み

- ①コミュニケーションセンターMado-ka事業の推進として、子ども食堂を初めとした各種取組みを展開し、地域の活性化に努める。
- ②佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。
- ③他法人・団体との連携や地域住民、後援会、家族会等と幅広く連携して、様々な福祉・生活支援ニーズの発掘とその対応など、公益的な活動を推進し社会への貢献事業に積極的に取り組む。
- ④ロザリオ体育館、中沢ホール、海上寮グラウンド、高萩福祉センターさわやかホール等諸施設を開放し、近隣の社会福祉法人、NPO法人、市民団体、スポーツ団体等が実施する非営利事業に関連施設を無償提供して、地域との連携を深めて行く。

ウ 障害者週間行事による地域啓発活動

- ①障害者週間に福祉・医療に係る本会主催の講演会を企画し、法人職員に加えて地域の福祉関係者等に研修機会を提供することにより地域の福祉サービス向上に寄与する。
- ②ロザリオ福祉作文コンクールによる海匠・香取圏域小中学生の福祉教育として、海匠・香取圏域の小中学生を対象としたロザリオ福祉作文コンクールを実施して、次代を担う青少年に「障害とは、福祉とは何か」を考える機会を提供する。

2 施設等の整備

2-1 海上療養所

- (1) 電子カルテ（医事コン）システム更新
- (2) マリア病棟劣化改修工事
- (3) 海の星病棟トイレ改修工事（男・女）
- (4) マリア病棟トイレ改修工事（男・女）

2-2 ソフィア

- (1) 大型エアコンの交換

2-3 ワークセンター

- (1) 第1作業棟エアコン設置
- (2) 請負班業務用シーラー

2-4 聖母療育園

- (1) 7・8号室の扉設置工事
- (2) 利用者女子トイレの居室への用途変更及び改修工事
- (3) 病棟南側雨水排水溝工事
- (4) 病棟南側犬走り転倒転落防止柵設置工事
- (5) リハビリ室屋根外壁修繕工事
- (6) 館内照明器具LED交換工事
- (7) 館内空調機器更新

2-5 聖マリア園

- (1) 屋根外壁修繕工事（平成30年度継続事業）
- (2) 北側土留安全対策工事（国庫補助金申請）
- (3) 居室修繕工事（居室2部屋）
- (4) 排煙機器整備点検交換工事
- (5) 北側倉庫整備

2-6 聖家族園

- (1) 工作棟改修工事
- (2) 女性トイレ改修工事
- (3) 男性トイレ改修工事
- (4) 事務室、会議室照明器具交換工事
- (5) 事務外倉庫整備
- (6) 中庭整備工事
- (7) 工作棟までの遊歩道整備
- (8) 小型福祉車両整備（ADバンの買替）

2-7 みんなの家

- (1) 作業室エアコン2台購入
- (2) 喫茶ひまわりエアーカーテン購入
- (3) 栄養成分表のラベル機の購入
- (4) パン班ミキサー機の購入
- (5) ぱんやさんショーケースの購入
- (6) 喫茶ひまわり・長岐ホール外装塗装工事

2-8 聖家族作業所

- (1) マイクロバス(29人乗り)購入

2-9 ナザレの家あさひ

- (1) 中川ハウス・対馬ハウス 屋根外壁等改修工事
- (1) 車輛(10人乗り)の購入

2-10 佐原聖家族園

- (1) 多目的ホール床張替え
- (2) 軽自動車1台(車いす対応)
- (3) 多目的ホール照明交換
- (4) 作業等照明交換
- (5) ひまわりエアコン増設工事
- (6) さつき小舎エアコン入替工事

2-11 聖ヨセフつどいの家

- (1) 2階児童活動室(談話室)カーテン整備
- (2) 簡易プール購入

2-12 友の家

- (1) 玄関脇風除設置
- (2) フリースペース換気扇修繕
- (3) 2階事務室照明機器交換
- (4) 2階事務室エアコン交換
- (5) 浄化層整備

3 会議

3-1 評議員会

法人運営に係る重要事項の議決機関として位置付けられている評議員会は、理事会のけん制機能を有する。

定款に基づき、定時評議員会として年2回、6月及び3月に開催するほか、11月に事業計画の変更及び予算の補正の審議のために開催予定である。

(1) 評議員（7名・五十音順）

- | | |
|--------|--------|
| ①木村 明夫 | 歯科医師 |
| ②久米 倫男 | 元会社役員 |
| ③越川 一幸 | 元公務員 |
| ④佐野 善房 | 弁護士 |
| ⑤松井 安俊 | 元小学校長 |
| ⑥湯川 健三 | 元会社役員 |
| ⑦米本弥栄子 | 元旭市教育長 |

3-2 理事会

理事会は、本会の業務執行の決定機関としての機能を果たすため、原則として2カ月に一度開催する。

(1) 理事（6名）

- | | |
|--------|----------|
| ①石毛 敦 | 理事長 |
| ②向後 文司 | 元銀行役員 |
| ③白井 正和 | 元友の家所長 |
| ④桑島 克子 | 聖母療育園園長 |
| ⑤加瀬 光一 | 海上寮療養所院長 |
| ⑥吉川 敦 | カトリック司祭 |

(2) 監事（2名）

- | | |
|-------|-------------|
| ①加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ②埴 政美 | 旭市社会福祉協議会会長 |

3-3 評議員選任・解任委員会

評議員選任・解任委員会を設置し、この機関の決定に従って評議員の選任・解任を行う。

(1) 評議員選任・解任委員会（3名）

- | | |
|---------|--------|
| ①立川 國紀 | 元会社部長 |
| ②加瀬 博 | 元銀行支店長 |
| ③花牟礼 香一 | 係長事務員 |

3-4 法人運営会議

原則として毎週火曜日に開催し、理事会、評議員会の議決に基づいて人事、労務、財務、サービスその他法人運営全般にわたる事項の協議と意思決定を行うとともに、理事長の諮問機関として理事会に対する意見具申等を行う。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する施設・事業所長

3-5 経営会議

施設あるいは関連事業所グループ（①海上寮療養所＋ソフィア②聖母療育園＋聖母通園センター＋ロザリオ発達支援センター＋旭市こども発達センター③聖マリア園④聖家族園⑤佐原聖家族園＋ナザレの家かとり⑥ナザレの家あさひ⑦ワークセンター＋みんなの家⑧聖家族作業所⑨聖ヨセフつどいの家＋香取障害者支援センター＋香取就業センター⑩高齢者支援センター＋ロザリオ訪問介護事業所＋デイサービスセンター・ローザ⑪友の家＋海匠ネットワーク＋M a d o r k a）ごとに、原則として毎月1回実施し、施設・事業所運営上の問題全般にわたって協議を行う。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
施設・事業所長、及び施設・事業所長が指名する幹部職員

3-6 施設・事業所長会議

原則として毎月第3水曜日に開催し、理事会、評議員会の議決と法人運営会議の意思決定に基づいて、法人全体及び施設・事業所横断的な事項全般にわたって合意、確認、意思統一を図ることを目的とする。

- 構成員 理事長、業務執行理事及び理事長が指名する理事
海上寮療養所、ワークセンター、聖母療育園、聖母通園センター、聖マリア園、聖家族園、みんなの家、聖家族作業所、ナザレの家あさひ、ロザリオ高齢者支援センター、デイサービスセンター・ローザ、佐原聖家族園、聖ヨセフつどいの家、友の家、海匠ネットワーク、香取障害者支援センター、ロザ

3-7 その他の会議、委員会

(1) 中長期ビジョン策定プロジェクト会議（仮称）

社会福祉制度改革により社会福祉法人の進むべき道が大きく舵を切られ、地域社会に対する責任も非常に重くなっている中、今後の事業展開を行う上で地域住民や関係者に理解していただけるよう具体的に（可視化）できる状況を更に強めていく必要がある。また、少子高齢化、生産年齢人口の減少等の社会的な問題も大きく影響していく。

当法人に従事する職員が上記のことを理解し、現状行うべき業務と地域に目を向けることができるような体制整備を行う必要がある。

当法人において10年後を見据えた中長期ビジョンを策定するため、プロジェクト会議を立ち上げる。

(2) 研修委員会

法人全体及び施設内の研修計画立案と実施等に携わる人材を育成するための検討を行う。これまでの研修会議と研修委員会を改変し、職員研修基本計画の見直しや次世代人材育成プログラムの実施など、採用から育成までの一貫した仕組みづくりを検討協議する場を設ける。

(3) 総合安全対策委員会

法人全体の総合的な安全対策を協議、検討する機関として月1回本委員会を開催する。委員は施設の防災委員等で構成し、法人・施設・事業所が連携をとりながら防災、安全、インフルエンザ等の多様な課題に取り組む。

(4) 地域生活支援連絡会

職員の研修の場、参加者が自分の意見を発言していく訓練の場、情報共有の場、制度・機能の縦割りでない横のつながり強化することを目的として月1回開催する。

平成30年度にプロジェクト会議で議論し、報告書にまとめられた。このことが立ち消えにならないように、法人全体の問題として引き続き地域生活支援連絡会において検討していく。

(5) 通所事業所連絡会議

各事業所のケースやサービス等で抱える問題点を、それぞれの立場から意見交換し検討していく。また、他法人の通所事業所見学を実施し学びの場を設けるとともに職員間の交流を深めていく。

(6) 広報ロザリオ編集委員会

施設から選任された編集委員によって構成し、広報ロザリオ刊行に係る諸業務を企画、実践する。

(7) 福利厚生センター運営委員会

職員の福利厚生事業を担当する福利厚生センターを運営するため、施設から委員を選任して、職員夏祭り、バレー大会等諸行事の企画、運営を担当する。

(8) 事務連絡会

会計、給与、人事、行政事務、その他法人・施設運営事務全般に係る事項を的確に遂行するために、関係事務職員を構成員として隔週1回連絡会議を行う。また、制度の変更、一部改正等施策の動向に応じた情報交換の場及び職員研修の場としても機能するよう運営する。

4 地域との連携（交流）

地域との連携や交流を促進するため、また地域公益活動の一環として今年度も下記の行事等を実施する。

4-1 地元説明会

地域協議会と同等の位置づけで年一回（7月上旬）近隣在住の方々に対して本会の事業内容や将来の展望等を報告、説明するとともに、地域の方々からの本会に対する意見、要望を聞くなどして相互理解を深める機会とする。

4-2 ロザリオ福祉まつり

近隣の市町村から多くの市民が訪れる「ロザリオ福祉まつり」は、今年度で30回を数え、利用者や家族、ボランティア、職員を交えた一大イベントとして地域と利用者及び施設の交流を実現する最も大きな機会となっている。

平成30年度は台風の影響で中止となったが、31年度については利用者が楽しみながら参加することを柱にした地域との交流を新たな目的として、イベント全体の見直しを行う。

4-3 作文コンクール

東総・香取地区の小中学生から福祉を題材にした作文を募集し、優秀作品を選考、表彰する本事業について、今年度も例年どおり6月に募集を開始し12月に表彰式を実施する。

なお、本事業はロザリオの聖母会の地域サービス（啓蒙活動）の一つとして位置づけられるものである。

4-4 ボランティア受け入れ

先の「ロザリオ福祉まつり」などの全体行事には、今年度も近隣の中・高校生に学校を通じて協力を求める。また、その他随時施設内の行事や業務についてもボランティアの協力を求め、それらのことを通じて施設の社会化と地域との交流を図っていく。

なお、昨今の人材不足に対する長期的な対策として小中高校生のボランティア受け入れを位置づけ、彼らが将来福祉施設で働くことを望むような体験をしてもらえるよう心がける。

4-5 障害者週間行事

本会の地域公益活動として位置づけ、地域に開いた催しとする。具体的には、平成31年12月7日（土）の午後、ロザリオ福祉作文コンクール表彰式、ボランティア感謝式と障害者週間行事に則した講演会等を行う予定である。

4-6 ロザリオの聖母後援会

経営基盤の脆弱な施設・事業所の環境整備やサービス改善を図る上で、また、法人独自事業の展開を図る上で後援会の存在は大きな支えとなっており、31年度は6月と32年3月に役員会を開催してロザリオ福祉まつりや後援会寄付金の使途などについてご協議、本会運営面のご助言をいただく予定である。

○後援会役員名簿（敬称略・五十音順）

会長 冨田哲雄

役員 飯笹与一、伊藤武衛、伊藤隆一、井橋千代子、杉崎英雄、関本光彦
平野みとり、鷺山春治（新任）

4-7 長嶋茂雄旗争奪野球大会

巨人軍長嶋茂雄氏から社会福祉振興のために優勝旗が贈られた。本会ではこれを機に施設職員の慰労、激励と地域青年との交流を目的としてこの大会を主催しており今年度は第25回を数える。

4-8 陶芸教室

本会の陶芸室を地域に開放し、毎月第二土曜日に講師を招いて利用者、職員、地域の方々の交流の場を設けている。

4-9 コミュニケーションセンターMado-ka

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第24条第2項の規定に基づき、地域ニーズ等に応じて、自主性・創意工夫の下、「地域における公益的な取組」に取り組むこととされており、本会の具体的な取り組みのひとつとして、コミュニケーションセンターMado-ka（マドカ）の活動を推進してきた。この活動は、市街地における地域福祉活動、住民との交流の場として地道な実践から地元住民にも徐々に認知され、活動の幅も拡がり、また注目されつつある。

福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティとなることが期待されている。公的な福祉サービスと協働して助け合い、暮らすことのできる活動を基本コンセプトとし、平成31年度もまた地域福祉実践の場のひとつとしたい。

活動目標

- ①子どもさんたちが安心して過ごせる場の提供。
- ②「子ども食堂」での活動を中心に、子どもから大人まで幅広い交流や地域福祉活動、および住民活動の場を提供すること、そしてこの活動をサポートする。
- ③地域住民との交流の場（地域交流スペースを通じた活動）。

老若男女や障がいのある人もない人も、誰もが気軽に、互いに市民として交流また活動できる場を提供する。また、そのコーディネート活動により「ノーマライゼーション」の理念を実践する。

④多様な地域活動、参加の促進

既存の制度に左右されることなく、住み慣れた地域で住民が福祉活動、ボランティア活動を実践することを支援する。そして、必要に応じて相談支援、子育て支援、就労支援、ボランティア育成支援、食育、食材の寄付など、それぞれが自然に、無理なく参加、利用、協力ができる環境づくりを目指す。

⑤多様な支援体制や環境づくり

自宅や学校、施設などとは違う「もうひとつの居場所」「ゆるやかな場所」を提供することで、ひろく住民が休息できること、またそのことで、住民にとって「一隅を照らす」場であることを目指す。

⑥教育的効果

市民との幅広い交流を通じて、質の高い職員の育成を、その結果として地域への貢献を目指す。

2) 活動内容

①地域福祉における相談支援機能

②地域住民の交流、生きがいづくり、活動連携機能

③市街地における休憩スペースとしての機能

④生活支援におけるコーディネート機能（ボランティアの育成、活動サポート）

⑤地域福祉に係る情報案内、情報発信機能

⑥地域における防災支援機能。

4-9 佐原駅前サロン

佐原駅近隣に開設した駅前サロンを活用し、地域の障害者・高齢者等に対して憩いやふれ合いの場を提供する。

5 防災、緊急時の対策

入所・通所・相談系合わせて多くの利用者を数える本会の防災・緊急時対策は、施設毎のきめ細かな対策はもとより、法人全体の連携ある総合的な対策が重要である。

そのため9月に全施設・職員参加の総合防災訓練を設定し、旭市消防組合、地元消防団の協力を得ながら通報・初期消火・避難誘導訓練等を実施する。なお、今年度の担当施設は「海上療養所」とする。

本会では、この訓練を含めた法人内外の安全対策を検討、遂行する施設横断的機関として総合安全対策委員会の主導により、下記の計画の下、よりきめ細やかな対策に法人一体的に取り組む。

(1) 総合安全対策委員会

総合安全対策委員会は毎月第1水曜日の12:30から1時間程度開催し、各事業所担当者参加の下、法人全体の総合的な安全対策を協議・検討する。

ア 法人全体の防災・防犯対策の向上

- ①消防用設備・機器の定期点検と消防法令に基づく適正な運用の確認
- ②防災無線、防犯カメラの配備と適切な運用管理
- ③感染症対策の継続・向上（インフルエンザ・感染性胃腸炎等）
- ④メール配信システムの効果・効率的な運用
- ⑤福祉避難所等地域との連携を強化する対策
- ⑥震災・津波・風水害対策マニュアルの見直しと対応訓練の実施
- ⑦非常時における生活物資の備蓄確認（飲料水・食料等）及び災害時・後の継続したサービス提供体制の確認と構築
- ⑧職員の労働災害防止に資する対策

イ 利用者等安全対策の向上

- ①災害対策（特に地震・津波等天災時）
- ②サービス提供上の事故対策（事前の防止策検討と事後の迅速な対処及び情報共有システムの構築）
- ③無断外出、行方不明対策（同上）及び外出・外泊時の対策（同上）

ウ 安全運転対策の向上

- ①送迎車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全運動ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起、ドライブレコーダーの導入促進）
- ②訪問・相談系車両の安全対策（同上）
- ③通勤車両の安全対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）
- ④道交法違反行為対策（交通講習会の継続実施、交通安全週間ごとのノボリ設置や資料配布、LANや事務連絡会等での注意喚起）

エ IT・情報の適切な管理、及び体制の見直し

①業務上の電子情報を外部へ持ち出さない、個人用電子機器から内部へ電子情報を持ち込まないことの周知徹底。

②本部IT促進係による管理ソフトを活用した一元管理の徹底。

オ クレーム対策

①近隣住民へ事前の情報提供と事後の迅速かつ真摯な対応

カ 職員による私的ボランティア活動時の事故防止

①経営会議等での情報収集

②届出書による状況把握

<平成31年度対策項目>

4月	設備点検	防災計画	ライフライン	給食	メール配信リスト	緊急連絡網
5月	環境整備	施設内外(遊歩道 段差 草刈等)、メンタルヘルス対策				
6月	交通安全	講習会(交通法規遵守の徹底 ドライブレコーダー確認)				
7月	夏季対策	屋内外活動 熱中症 食中毒等、労働災害対策、不審者対応訓練				
8月	虐待防止	研修の強化、権利擁護、その他の関係事項				
9月	防災訓練	備蓄品や非常持出品等の確認、福祉避難所対策				
10月	防犯対策	IT関連、個人情報保護、施錠、不審者、カメラ等確認				
11月	感染症対策	ノロウイルス、インフルエンザ等(衛生用品等の備蓄確認)				
12月	運転マナー	思いやり運転、スピード、飲酒				
1月	火災対策	火災予防、消防設備、防災設備、トラッキング事故防止等確認				
2月	医療介護	事故防止(転倒、誤嚥等)				
3月	災害対策	地震と津波、3.11の振り返り、風水害対策				
	BCP資料の提出	1	備蓄リストと発注マニュアル	(5月、6月は確認月)		
		2	パンデミック時の業務継続計画	(7月は確認月)		
		3	地震・津波時の行動計画	(3月は確認月)		

6 福祉サービスの向上

6-1 自己評価

11月に全施設・事業所が自己評価を行う。30年度まで使用した「ロザリオの聖母会福祉サービス共通基準2013年改訂版」(平成25年9月18日付で策定)について、内容の見直しを行う。

6-2 第三者評価

福祉の評価(福祉サービス第三者評価)は質の高い福祉サービスを事業者が提供するために、実施される事業について、公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う。31年度においても各施設・事業所で受審の予定をしている。

6-3 施設・事業所

施設・事業所で日常的に行われている活動では具体的な形でサービスの質向上につながると思われる取り組みが行われている。

入所・通所系事業所において建物・設備面での改善が計画的に進んでいることや老朽化した車両の更新なども基本サービス面での質向上に関係づけられる。また、処遇面での外出等の個別支援、土曜通所、保護者参加の下での各種行事なども質向上への一助になっていると思われる。

相談系では前年度に引き続き、自立支援協議会の部会活動の一環として相談支援事業所の集まりを定期的に行うことなども法人内にとどまらない地域全体のサービスの質向上を目指す活動として位置づけられる。また、外部研修への参加により最新の情報を収集し知識とスキルを深めていることも、相談レベルの向上につながっていると考えられる。

地域生活支援連絡会において、法人内施設・事業所の職員が集まり、連携強化することを検討している。また地域に必要な社会資源としてどのように歩むべきか具体的に検討することについて、平成30年度にプロジェクト会議で議論し、報告書にまとめられた。このことが立ち消えにならないように、法人全体の問題として引き続き地域生活支援連絡会において検討していく。

31年度も上述の施策を通じて、サービスの質向上に努めていきたい。

6-4 職員

サービスの質の主要な部分が職員のコミュニケーション能力に依拠することは対人サービスの基本だが、施設・事業所によっては、この部分で利用者や保護者の方々との摩擦、軋轢を生じるケースが少なくない現実は、十分改善されているとは言い難いので、31年度も引き続き研修計画や諸施策に組みこむ。

また、管理者と職員、及び職員間の縦横のコミュニケーション（報告・連絡・相談を含む）改善は職員の意欲、やる気を引き出し、ひいては利用者へのサービスの質向上につながるとの認識から、施設・事業所内の報告、連絡、相談を丁寧に習慣づけることや人事考課面接の機会を大切に扱うなどの地道な活動を繰り返すことによって着実な向上を図りたい。

次いで、良質なサービスを提供する上での前提条件である職員の心身面での健康を良好に保ち、良質な労働力を再生産し、腰痛防止など労働災害を未然に防ぐため、パワーアシストなど介護機器やロボットなどの導入促進を図りたい。

7 権利擁護

全職員が法人の理念、倫理要項、職員行動規範に基づいた行動に努めるとともに、虐待防止及び権利侵害、差別解消等に対する施設・事業所内部のあらゆるチェック機能を確実に運用し、早期発見・再発防止策の徹底を図る。

虐待防止には職員個々が誠実な知性と豊かな感性や人間性を醸成すると共に、それらのバックボーンである確固たる倫理観や道徳観を確立することが肝要と思われるので、法人内外の研修機会を一人でも多くの職員が持てるよう努力していきたい。

研修内容については制度論や原則論だけでなく職員一人ひとりの自らの内面を見つめ直すことによって内発的に虐待防止に取り組むよう引き続き努力を傾けたい。

職員による虐待の背景には、心身両面でのストレスや過重負荷が相当程度のウェイトを占めるため、職員アンケートやストレスチェックを通じて個人や組織の状態を把握し、人事異動、人材の補充、待遇面での改善など、機動的な措置が講じられるように努める。

障害のある方々に限らず、高齢者、女性、子ども、外国人労働者など弱い立場の方々に襲いかかる人権侵害事例はこの地域においても例外ではないので、本会では各種相談系事業所を窓口にして宿泊施設やコミュニケーションセンターM a d o - k a（マドカ）による無料、低額のサービスを提供する、あるいは可能であれば生活困窮者に働く場を提供するなどの活動を法人の地域貢献と位置づけて推進していく。

8 苦情解決

本会の苦情解決制度は平成12年度にスタートして現在に至っている。

施設・事業所はもれなく苦情解決マニュアルを整備するとともに、施設ごとに苦情解決責任者、苦情受付担当者を配置し、第三者委員には法人全体で松井安俊氏、向後恵子氏に委嘱している。

苦情受付方法は口頭、文書等様々でありEメールによる受付も行っている。利用者にとってより分かりやすい制度の周知、施設内の掲示方法や苦情内容の職員間共通理解等の面をさらに向上させるよう取り組む。

社会福祉法人にとっての苦情は、一部にはクレーム性の強いものも見られるが大多数は利用者と施設・事業所との非対等性の中からは生じるサービスへの不満であることから考えると、本会および施設・事業所は、寄せられる苦情をマイナス感情で、あるいは自己防衛的態度で受けるのではなく、問題をサービスの質改善・向上に結びつけようとする姿勢で対応することが肝要である。

今年度も苦情を受付ける度に、その苦情の背景にある申出者の心理的要因まで踏み込み、その原因を分析・把握し、原因除去を中心に問題解決を図ると共に、サービスの質の向上や環境改善に結び付けていきたい。

9 情報公開

本会の広報紙である「広報ロザリオ」を年4回（4月、7月、10月、1月）発行する。

ホームページにて法人財務状況情報公開を実施する。その他、各施設の事業内容やトピックスなど随時更新を促進して広く社会に情報を提供する。

また、各施設・事業所においては個別の園だよりやニュースレター等を発行、発信して利用者、保護者及び関係者への情報提供に努める。